

那須烏山市予防接種事故災害補償規程

令和3年4月1日
那須烏山市規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、市が加入する全国町村会総合賠償補償保険制度における「全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約特約書」の規定に基づき、市が行う予防接種に係る事故の災害補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(補償の対象)

第2条 市は、次条に定める予防接種を行うことにより、当該予防接種を受けた者（以下「補償対象者」という。）に死亡又は身体障害（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に定める障害に限る。以下同じ。）が発生したときは、当該補償対象者（補償対象者が死亡したときは、当該補償対象者の法定相続人とする。以下同じ。）に対し、この規程に従い第4条に定める補償を行うものとする。ただし、この規程の施行後に死亡又は身体障害の発生が確認された場合に限るものとする。

(対象とする予防接種)

第3条 補償の対象とする予防接種は、法定外の予防接種のうち、市が自らの行政措置として行う予防接種とする。

2 前項の場合において、市が委託契約書に基づき他の市町村に委託して行う予防接種は、同項の市が自らの行政措置として行う予防接種とみなすものとし、市が他の市町村から委託契約書に基づき委託を受けて行う予防接種は、同項の市が自らの行政措置として行う予防接種とみなさないものとする。

(補償基準)

第4条 補償金を支給する基準は、補償対象者が、前条に定める予防接種に係る事故が発見された日から180日以内に次の各号のいずれかに該当することとなったときとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 予防接種法施行令別表第2に定める障害を被ったとき。

2 前項第2号の場合において、180日以内に障害の程度が確定しないときは、最終日の前日の医師の診断に基づき、その障害の程度を決定するものとする。

(補償金の種類及び額)

第5条 補償金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号の場合 死亡補償金
- (2) 前条第1項第2号の場合 障害補償金

2 前項各号の補償金の額は、「全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約特約書」に定める死額補償保険金及び障害補償保険金の額と同額とする。

3 死亡補償金及び障害補償金は、重複して支給しないものとする。

(準用規定)

第6条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、全国町村会総合賠償補償保険制度において適用される「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」及び「全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約特約書」の規定を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。